

## 徳島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第1項（同令第7条において準用する場合を含む）及び第44条第1項（同令第48条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの養成に関し、居宅介護職員初任者研修等事業者（以下「事業者」という。）及び居宅介護職員初任者研修等（以下「研修」という。）について必要な事項を定めるものである。

### (研修の課程)

第2条 研修の課程は、居宅介護職員初任者研修課程、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程、行動援護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程とする。ただし、同行援護従業者養成研修一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程の事業者及び研修については、別途「徳島県同行援護従業者養成研修事業運営要綱」に定めるものとする。

2 各課程の趣旨及び内容は次のとおりとする。

一 居宅介護職員初任者研修課程 居宅介護職員初任者研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

二 障がい者居宅介護従業者基礎研修課程 障がい者居宅介護従業者基礎研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

三 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

四 重度訪問介護従業者養成研修追加課程 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎研修課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする。（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）

五 重度訪問介護従業者養成研修統合課程 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び社会福祉士及び介護福祉法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則

第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（以下「基本研修」という。）を統合したものとして行われるものとする。

六 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程は、重度の知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、当該障がい者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

七 行動援護従業者養成研修課程 行動援護従業者養成研修課程は、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

（研修の修業年限）

第3条 研修の修業年限は、次のとおりとする。

一 居宅介護職員初任者研修課程は、原則として8月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、1年6月の範囲内として差し支えない。

二 障がい者居宅介護従業者基礎研修課程は、原則として4月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、8月の範囲内として差し支えない。

三 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、2月の範囲内として差し支えない。

四 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、2月の範囲内として差し支えない。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、4月の範囲内として差し支えない。

五 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、4月の範囲内として差し支えない。

六 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程は、原則として1月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、2月の範囲内として差し支えない。

七 行動援護従業者養成研修課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合については、4月の範囲内として差し支えない。

(研修の方法及び内容)

- 第4条 研修は、講義、演習及び実習により行うものとし、研修の内容は、別表1に定めるもの以上でなければならない。
- 2 講義は通信の方法によって行うことができるものとし、この場合、添削指導のほか次の時間数を面接指導で行わなければならない。
- 一 障がい者居宅介護従業者基礎研修課程 3時間以上
  - 二 重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程及び行動援護従業者養成研修課程1時間以上
- 3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程のうち、基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)等に基づいて行うものとする。

(研修科目の免除)

- 第5条 受講者の保有する資格又は実務経験等により、当該受講者の研修課程の一部を免除することができる場合は、次のとおりとする。
- 一 看護師等(看護師、准看護師及び保健師をいう。以下同じ。)の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除することができるものとする。ただし、看護師等の業務に従事していた期間から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事する経験のない者については、職場研修等を適切に行うものとする。
  - 二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年法律第125号)第3条に規定する実務者研修を修了した者は、居宅介護職員初任者研修課程を修了したものとみなす。
  - 三 その他、研修課程の免除の取扱いについては、別表2のとおりとする。

(事業者の指定申請)

- 第6条 事業者の指定を受けようとする者は、第2条に定める研修の課程ごとに、「居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書(別紙様式第1)」と次に掲げる事項を記載した関係書類を添えて知事に提出するものとする。なお、本部、本校等主たる事業所の所在地が他県にある事業者が事業者の指定を受けようとするときは、県内に事業所を設置し、本部、本校等主たる事業所とは別に独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、受講生の募集も県下において行うなど、事業として別個のものとして認められる実施形態でなければならない。
- 一 学則(開講目的、研修事業の名称、実施場所、研修期間、研修カリキュラム、講師氏名、研修修了の認定方法、開講時間、受講資格、受講手続(募集要領等)、授業料、実習費等)
  - 二 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

三 講師履歴書

四 実習施設として利用しようとする施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、その名称）

五 四の施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書

六 向こう2か年間の収支予算書

七 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

八 第7条第1項第三の指定要件を満たしている旨の誓約書

九 その他指定に関し必要があると認める事項

- ・ 登記簿謄本
- ・ 資産状況（貸借対照表）
- ・ 修了証明書様式

十 講義を通信で行おうとする者にあつては、一から八に掲げるもののほか、次の事項

- ・ 講義を通信の方法によって行う地域
- ・ 添削指導及び面接指導の方法
- ・ 面接指導を実施する期間における講義室及び実習室の使用についての当該設置者の承諾書

（事業者の指定要件）

第7条 事業者の指定要件は、次に定める基準に適合し、研修を適正に実施する能力があると認められることとする。

一 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

二 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

三 指定を受けようとする者が、過去3年以内に他の研修課程及び形式を含む一切の研修事業等に関し、他の都道府県等で指定を取り消されていないこと。

四 実施する研修について、次の要件を満たすこと。

(1) 研修の修業年限が第3条に定めるものに適合すること。

(2) 研修の方法及び内容が、第4条に定めるものに適合すること。

(3) 講義を担当する講師については、学歴、職歴、資格、実務経験等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること

(4) 実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。

(5) 実習施設における実習について、適当な実習指導者の指導が行われること。

(6) 講義を通信の方法によって行う研修にあつては、(1)から(5)までに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を満たすこと。

① 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。

② 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。

③ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに必要な演習室が確保

されていること。

- 2 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。
  - 一 研修修了者の名簿を作成、管理し、及びこれを知事に送付すること。
  - 二 研修課程の一部を免除しようとする場合にあっては、当該受講者から、その保有する資格又は実務経験等を証明する書類等の提出を求め適正に実施しなければならない。
  - 三 研修の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

#### (事業者の指定)

- 第8条 知事は、第6条の申請が形式上の要件に適合しないときは、速やかに申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めるものとする。
- 2 知事は、第6条の申請の内容が第7条の指定要件をすべて満たすと認めるときは、「居宅介護職員初任者研修等事業者指定通知書（別紙様式第2）」により指定し、申請者に対し事業者番号等を通知するものとする。
  - 3 知事は、第6条の申請の内容が第7条の指定要件を満たさないと認めるときは、「居宅介護職員初任者研修等事業者不指定通知書（別紙様式第3）」により指定を拒否し、申請者に対しその理由を通知するものとする。

#### (変更の届出)

- 第9条 事業者は、研修事業の内容に変更があったときは、10日以内に「居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書（別紙様式第4）」に変更内容を記載した関係書類を添えて知事に届け出るものとする。

#### (廃止、休止及び再開の届出)

- 第10条 事業者は、研修事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、10日以内に「居宅介護職員初任者研修等事業廃止（休止・再開）届出書（別紙様式第5）」により知事に届け出るものとする。

#### (事業報告)

- 第11条 事業者は、毎年度あらかじめ「居宅介護職員初任者研修等事業実施計画書（別紙様式第6）」に関係書類を添えて知事に提出すること。
- 2 事業者は、研修の修了後2か月以内に、「居宅介護職員初任者研修等事業報告書（別紙様式第7）」に「居宅介護職員初任者研修等修了者名簿（別紙様式第8）」を添えて知事に提出しなければならない。
  - 3 事業者は、研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

#### (修了証明書の交付等)

- 第12条 事業者は、研修修了者に対し、修了証明書（様式第1号）及び携帯用修了証

明書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 事業者は、前項の修了証明書の番号、研修修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を作成し、管理するものとする。
- 3 第5条第1号に定める規定により居宅介護職員初任者研修課程の全科目を免除された者に対する修了証明書は、当分の間、看護師等の免許証をもって替えるものとする。

（研修実施上の留意事項）

第13条 事業者は、研修事業の実施において知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

- 2 事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

（事業者の指定の取消し）

第14条 知事は、第8条第2項の指定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。

- (1) 第7条に定める事業者の指定要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 事業者の指定申請、事業報告等において虚偽の申請、報告、届出等を行ったとき。
  - (3) 事業報告、変更届、廃止届等を期限内に提出しなかったとき。
  - (4) 知事が事業者に対し研修事業に必要な指示を行った場合に、その指示に従わなかったとき。
  - (5) 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき。
  - (6) 研修事業の実施に関し不正な行為があったとき。
  - (7) その他研修事業者として適当でないと認めるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、当該事業者に対し「居宅介護職員初任者研修等事業者指定取消通知書（別紙様式第9）」により通知するものとする。

（知事が行う研修）

第15条 知事が研修を実施するときは、この要綱に規定する研修の内容に準じ、適正な研修を実施するものとする。

- 2 知事は、県が実施する研修の修了者に対し、修了証明書（様式第3号）及び携帯用修了証明書（様式第4号）を交付するものとする。
- 3 県が実施する研修の修了者について、第12条第2項の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正前の徳島県居宅介護職員初任者研修等実施要綱（以下「旧要綱」という。）別表1⑥及び⑦に定める内容は、この要綱による改正後の徳島県居宅介護職員初任者研修等実施要綱（以下「新要綱」という。）別表1⑥及び⑦に定める内容にかかわらず、令和3年3月31日までの間は、その効力を有する。
- 3 この要綱の施行の際に、現に旧要綱第6条第1項に基づき指定を受けている事業者は、施行日から令和3年3月31日までの間は、新要綱別表1⑥及び⑦に定める内容に代えて、旧要綱別表1⑥及び⑦に定める内容により、当該事業を行うことができる。
- 4 施行日から令和3年3月31日までの間に、第2項の規定によりなおその効力を有することとされた旧要綱別表1⑥及び⑦に定める内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から旧要綱第12条第1項による修了証明書の交付を受けた者は、新要綱別表1⑥及び⑦に定める内容の研修課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者とみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。





様式第 1 号（第12条第 1 項）

第 号
修 了 証 明 書
氏 名
年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
居宅介護職員初任者研修等事業者名 <input type="text"/>

様式第 2 号（第12条第 1 項）

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名
年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
居宅介護職員初任者研修等事業者名 <input type="text"/>

（別記）

居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程又は行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

様式第3号（第15条第2項）

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
徳島県知事

様式第4号（第15条第2項）

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する研修の（別記）を修了したことを証明する。
年 月 日
徳島県知事

（別記）

居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程又は行動援護従業者養成研修課程のいずれかを記載する。

別表 1

## ① 居宅介護職員初任者研修課程（130時間）

区分	科目	時間	備考	
130 時 間	職務の理解	6	講義と演習を一体で実施すること。 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。	
	(1)多様なサービスの理解			
	(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解			
	介護における尊厳の保持・自立支援	9	講義と演習を一体で実施すること。	
	(1)人権と尊厳を支える介護			
	(2)自立に向けた介護			
	介護の基本	6	講義と演習を一体で実施すること。	
	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携			
	(2)介護職の職業倫理			
	(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント			
	(4)介護職の安全			
	講義	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	講義と演習を一体で実施すること。
	(1)障がい者福祉制度			
	(2)介護保険制度及びその他の制度			
	(3)医療との連携とリハビリテーション			
	義	介護におけるコミュニケーション技術	6	講義と演習を一体で実施すること。
	(1)介護におけるコミュニケーション			
	(2)介護におけるチームのコミュニケーション			
	演	障がいの理解	6	講義と演習を一体で実施すること。
(1)障がいの基礎的理解				
(2)障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識				
(3)家族の心理、かかわり支援の理解				
習	認知症・行動障がいの理解	6	講義と演習を一体で実施すること。	
	認知症の理解			
	(1)認知症を取り巻く状況			
	(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理			
	(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活			
	(4)家族への支援			
	行動障がいの理解			
	(5)行動障がいとは			
(6)自閉症の理解・自閉症の障がい特性				
(7)行動障がい起きる背景の理解				
(8)行動障がいを起こさないようにするための支援				
老化の理解	3	講義と演習を一体で実施する		

(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常		こと。
(2) 高齢者と健康		
こころとからだのしくみと生活支援技術	75	講義と演習を一体で実施すること。
(1) 基本知識の学習（10～13時間程度）		介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。
①介護の基本的な考え方		
②介護に関するこころのしくみの基礎的理解		
③介護に関するからだのしくみの基礎的理解		
(2) 生活支援技術の講義・演習（50～55時間程度）		
④生活と家事		
⑤快適な居住環境整備と介護		
⑥整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑦移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑧食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑨入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑩排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑪睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護		
⑫死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護		
(3) 生活支援技術演習（10～12時間程度）		
⑬介護過程の基礎的理解		
⑭総合生活支援技術演習		
振り返り	4	講義と演習を一体で実施すること。
(1) 振り返り		必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修		

(注) カリキュラムとは別に1時間以上の修了評価（筆記試験）を行うこと。

② 障がい者居宅介護従業者基礎研修課程（50時間）

区分	科目	時間	備考		
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3			
	障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	(4)			
	障がい者福祉の制度とサービス	2			
	老人福祉の制度とサービス	2			
	25	居宅介護に関する講義		3	居宅介護従業者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	時	障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義		3	
間	基礎的な介護技術に関する講義	3			
	家事援助の方法に関する講義	4			
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	(5)			
	医学の基礎知識	3			
	心理面への援助方法	2			
	演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4		
17時間	基礎的な介護技術に関する演習	10			
	事例の検討等に関する演習	3			
実習 8時間	生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学	8			

③ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程（10時間）

区分	科目	時間	備考
講義 3 時間	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
実習 7 時間	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	
	外出時の介護技術に関する実習	2	

④ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程（10時間）

区分	科目	時間	備考
講義 7 時間	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障がい及び支援に関する講義	4	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実習 3 時間	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと。

（注）④ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、③ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。

⑤ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程（20.5時間）

区分	科目	時間	備考
講義 11時間	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	基本研修
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修
	経管栄養を必要とする重度障がい者の障がいと支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修
演習 1時間	喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修
実習 8.5時間	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	

(注) ⑤ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、③ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、④ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（「基本研修」という。）を統合したものとして実施するものとする。

⑥ 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程（12時間）

区分	科目	時間	備考
講義 6 時間	強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	1.5	
	強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	
演習 6 時間	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	
	行動障がいがある者の固有コミュニケーションの理解に関する演習	3	
	行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	1.5	



⑦行動援護従業者養成研修課程（24時間）

区分	科目	時間	備考
講義 10 時間	強度行動障がいがある者の基本的理解に関する講義	1.5	
	強度行動障がいに関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	
	強度行動障がいがある者へのチーム支援に関する講義	3	
	強度行動障がいと生活の組立てに関する講義	0.5	
演習 14 時間	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	
	行動障がいがある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	
	行動障がいの背景にある特性の理解に関する演習	1.5	
	障がい特性の理解とアセスメントに関する演習	3	
	環境調整による強度行動障がいの支援に関する演習	3	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	
	危険対応と虐待防止に関する演習	1	

## 別表 2

### 研修課程の免除が可能なもの

- (1) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
  - ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
- (2) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
  - ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの
  - ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
  - ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (3) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
  - ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障がい等に関するもの
  - ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの
  - ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの
- (4) 重度訪問介護従業者養成研修行動障がい支援課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
  - ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- (5) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合
  - ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
  - ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（3時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
  - ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障がいに関するもの
  - ・医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義（5時間）のうち、視覚障がいに

関するもの

(6) 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、知的障がい及び精神障がいに係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの
- ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（３時間）のうち、知的障がい者及び精神障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(7) 告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１８年厚生労働省告示第２０９号。以下「平成１８年告示」という。）に基づく視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は平成１８年告示による廃止前の「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成１５年厚生労働省告示第１１０号。以下「平成１５年告示」という。）に基づく視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・居宅介護に関する講義（３時間）
- ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（３時間）のうち、視覚障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(8) 平成１８年告示に基づく全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は平成１５年告示に基づく全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの
- ・居宅介護に関する講義（３時間）
- ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（３時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(9) 平成１８年告示に基づく知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者又は平成１５年告示に基づく知的障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・障がい者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する

講義（４時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義を除いたもの

- ・居宅介護に関する講義（３時間）
- ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（３時間）のうち、知的障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義

(10) 平成１８年告示及び平成１５年告示に基づく日常生活支援従業者養成研修課程修了者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・居宅介護に関する講義（３時間）
- ・障がい者及び老人の疾病、障がい等に関する講義（３時間）のうち、全身性障がい者の疾病及び障がい等に関するもの
- ・基礎的な介護技術に関する講義（３時間）のうち、全身性障がい者の基礎的な介護に係る技術に関する講義

(11) 日本赤十字社の実施する家庭看護法指導員養成講習又は家庭看護法介護員養成講習を受講し、平成１８年１０月１日に現に有効な認定証を有するものが障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・基礎的な介護技術に関する演習（１０時間）

(12) 障がい者支援施設等の生活支援員として１年以上介護業務に従事した者が、障がい者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学（８時間）のうち、所属機関に相当する機関における実習

別紙様式第1（第6条関係）

第 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

次の研修を行うことについて、徳島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要  
項第8条の事業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 研修課程の名称
2. 研修の実施場所
3. 事業開始予定年月日
4. 添付書類
  - ①学則
  - ②講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - ③講師履歴書
  - ④実習に利用する利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、名称）
  - ⑤実施施設における実習を承諾する旨の当該施設の設置者の承諾書
  - ⑥修了証明書様式
  - ⑦事業開始年度及び次年度の収支予算書
  - ⑧事業者の資産状況（貸借対照表）
  - ⑨定款、寄付行為その他の規約
  - ⑩登記簿謄本
  - ⑪第7条第1項第三の指定要件を満たしての旨の誓約書

別紙様式第1（第6条関係）（通信）

第 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

次の研修を行うことについて、徳島県居宅介護職員初任者研修等事業実施要  
項第8条の事業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記


1. 研修・課程の名称
2. 研修の実施場所
3. 事業開始予定年月日
4. 添付書類
  - ①学則
  - ②研修カリキュラム
  - ③講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - ④講師履歴書
  - ⑤実習に利用する利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあ  
っては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
  - ⑥修了証明書様式
  - ⑦事業開始年度及び次年度の収支予算書
  - ⑧事業者の資産状況（貸借対照表）
  - ⑨定款、寄付行為その他の規約
  - ⑩登記簿謄本
  - ⑪通信教材作成者及び添削者一覧、面接指導の指導方法

別紙様式第2（第8条関係）

第 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定通知書

（申請の主たる事務所の所在地、事業所名称及び代表者名）殿

徳島県知事 

年 月 日付けで申請のあった「居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書」については、次のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

1. 指定年月日 年 月 日
2. 事業者番号
3. 研修の名称
4. 研修の課程
5. その他

別紙様式第3（第8条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者不指定通知書

（申請の主たる事務所の所在地、事業所名称及び代表者名）殿

徳島県知事



年 月 日付けで申請のあった「居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書」については、次のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

記

1. 不指定年月日 年 月 日

2. 理由



別紙様式第4（第9条関係）

第 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

次のとおり研修事業の変更をしますので、届け出ます。

研修・課程の名称	
変更の内容	
変更前	
変更後	
変更の理由	
変更年月日	

※ 変更する場合にあっては、変更後の内容について、指定申請の際に必要なとされる書類を添付すること（例 講師の変更の場合は、変更後の講師の履歴等）

別紙様式第5（第10条関係）

第 年 月 日 号

居宅介護職員初任者研修等事業廃止（休止・再開）届出書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

年 月 日 障第 号で指定を受けた研修事業の廃止  
（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

記

廃止（休止・再開）する研修	名称
	課程
休止・廃止・再開の別	休止・廃止・再開
休止・廃止・再開した年月日	年 月 日
休止・廃止した理由	
休 止 予 定 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

別紙様式第6（11条関係）

第 年 月 日 号

居宅介護職員初任者研修等事業実施計画書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

年 月 日 障第 号で指定を受けた研修事業について、  
今事業年度、次のとおり実施する計画です。

記

1. 研修の名称
2. 研修の課程
3. 研修事業の期間及び実施場所
4. 研修カリキュラム
5. 講義を行う講師の氏名、担当科目及び専任兼任の別
6. 実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあつては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書
7. 受講対象者、定員、受講料、使用テキスト及び累計修了者数
8. 研修年間実施計画表
9. その他必要があると認める書類

別紙様式第7（11条関係）

第 年 月 日 号

居宅介護職員初任者研修等事業報告書

徳島県知事 殿

申請者 主たる事務所の所在地  
名 称

年 月 日 障第 号で指定を受けた研修事業について、  
今事業年度の事業報告書、関係書類を添えて報告します。

記

1. 研修の名称

2. 研修の課程

3. 研修の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 関係書類

修了者名簿



別紙様式第9（第14条関係）

第 年 月 日

居宅介護職員初任者研修等事業者指定取消通知書

（申請の主たる事務所の所在地、事業所名称及び代表者名） 殿

徳島県知事



年 月 日 障第 号で指定を受けた研修事業を行う  
ことについて、居宅介護職員初任者研修等事業者としての指定を取り消したの  
で、通知する。

記

1. 取消年月日 年 月 日
2. 事業者番号
3. 研修の名称
4. 研修の課程
5. 理由